

平成27年 9月 定例会（第3回）
- 09月01日 - 議案説明-01号

○橋詰昌児議長 続けての質疑はありませんか。（19番 松島孝夫議員「なし」と言う）

ほかに質疑はありませんか。（10番 大野保司議員「はい」と言う）
10番 大野議員。

◆10番（大野保司議員） 清田議員の住民以外にも出せるのではないかという観点と少しかぶる内容でございますが、私なりの視点で質疑をさせていただきたいと思っております。

越谷市の見舞金支給条例によれば、先ほどの話であれば、住家の床上浸水ということで、この住家そのものには定義はないのですが、施行規則の上で、「家屋とは、専ら居住の用に供する建物をいう」というふうに定義していることから、事業者には出せないと、こういうようなお話なのですが、今回の浸水見るにつけても、生活の根拠という意味ではご家庭も大変なのですけれども、事業者としては、サラリーマンにとってみれば職場が奪われるのと同じ状況の方が結構いらっしゃるわけです。例えば整骨院さんが高い機材を入れて整骨業をやっているところが全て浸水してしまえば、電気機材ですから、一般の家庭の電気機器の被害をはるかに超えて、高額な機材が使えなくなってしまう、こういうような状況でもあるわけです。

そういったことから事業者にも、当然納税もしているわけでございますが、出すべきだと思うわけですが、そこで今市長の答弁だと十分検討していきたいということでございますが、その十分の中身ですね、先ほど清田議員は泉区と杉並区の例を出しておりました。栃木市では、やはり同じ例がありまして、市内に事業所を有して営んでいる者を対象にして、事業の用に供する建物が被災した場合は出すと、こういうふうにしております。高槻市では、事業者に対して火事等店舗に被害を受けたときは対象とするというふうに書いてあります。越谷市においても、規則は市長の判断で変えられるもので、この支給条例では単に「住民基本台帳に登載されている者とする」と書いてあるだけですから、場合によっては、住民基本台帳に記載されている事業者には、被災されていれば、規則を変えるだけで支給することも可能だと思いますが、その検討につきまして再度市長のご見解をお聞かせください。

○橋詰昌児議長 市長の答弁を求めます。
〔高橋 努市長登壇〕

◎高橋努市長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の見舞金の対象については、全壊、全焼、流失、これが1つ、それから半壊、半焼、さらには床上浸水、死亡者、重傷者、こういうふうにご5分野につきまして

で定めてある条例でございまして、そのうちの床上浸水の額を今回引き上げさせていただき、こういうことございまして、あくまでも見舞金ということございまして、事業者についても、商業経営者であっても、見舞金としてどうあるべきかということについては、今度はこの分類の仕方についてもいろいろと検討していかなければならないと、こういうふうになってまいりますので、今回の床上浸水だけの関係で見直すにはより慎重に検討していかなければならないと、こんなふうにも思っておりますので、同じ市民ですから、その意味での見舞金というのはどうあるべきかということについては今後さらに検討させていただきたいというふうに思っております。以上です。

○橋詰昌児議長 続けての質疑はありませんか。

(10番 大野保司議員「はい」と言う)

10番 大野議員。

◆10番(大野保司議員) 同じ趣旨かもしれませんが、内容を深めるという意味でもう一つ質疑させていただければと思っておりますが、そういう事業者に対してはお見舞いの気持ちは市長は有していると、こういうふうに発言されているわけでございます。生活再建というか、事業再開に向け、非常に悩まれている方も多いと思っておりますが、この見舞金条例以外に市としては、そういった方々に対応すべきもの、緊急を要するような場合はどのような手段を有しているのか、参考にお聞かせください。

○橋詰昌児議長 市長の答弁を求めます。

〔高橋 努市長登壇〕

◎高橋努市長 お答えいたします。

先ほども申しましたような段階といいますか、種類といいますか、そういったこともありますので、どこまで、どの程度、その段階に応じて見舞いの気持ちを表すのが適切かということについては、さらに検討させていただきということでぜひご理解を賜りたいと思っております。